

## 市意見の概要

### 1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) DCMカーマ清水東大曲店
- (2) 届出日 平成27年3月26日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

### 2 審査の結果

市意見なし

なお、付帯事項として以下の内容を設置者に伝えた。

- (1) 店舗開店後、地点1「江尻大和交差点」・地点2「大曲交差点」・「東大曲交差点」における渋滞により、生活道路への侵入や交通事故等の問題が生じた場合、又は、近隣住民・関係機関等から苦情があった場合は、適切に対策を講じること。
- (2) 設定経路以外の生活道路への車両進入を防ぐため、看板・チラシなどで来退店経路を周知徹底すること及び、繁忙期には適切な位置に交通整理員を立たせること。  
また、地域から当該事項に係る指摘があった場合は適切に対応をすること。
- (3) 近隣住民・関係機関等からの苦情等に対応した場合は、市に対してすみやかに報告を行うこと。

### 3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

#### (1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### (2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### (3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### (4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

### 3 住民意見に対する考え方の整理

#### 【交通関係意見】

- (1) 計画地は、交通量の非常に多い国道 1 号に隣接する場所であるとともに、清水消防署からの緊急車両の通行が頻繁な場所、さらには、近年、水害発生が懸念されている巴川にも隣接する。このような地域特性を十分に踏まえた上で対策を検討し、環境影響を回避すべきである。
- (2) 開店時間を朝 7 時としているが、その時間帯は小・中・高校生の通学時間と重なる。説明会などでは、通学路と重なる部分はない、朝は来店者が少ないとの回答だが、交通量が増えれば事故の発生する可能性は高まる。また、大曲交差点は 7~9 時頃に交通渋滞が発生するため、朝 9 時以降の開店時間にしてほしい。
- (3) 大曲交差点では、開店後に混雑度が 1 を超え、混雑している状態になると予測されている。交差点自体の渋滞も心配ではあるが、渋滞が発生することにより、周辺部の路地へ自動車が流入し、交通事故発生リスクが高まったり、騒音・振動、大気汚染への影響が懸念される。このような周辺路地への流入対策について検討するべきである。
- (4) 閲覧した資料には、東大曲交差点の現状・予測結果がなかったが、この部分の交通流の予測が一番のキーポイントになるのではないかと。予測結果をしっかりと公表すべきではないか。
- (5) 周辺部には、交通事故が多発する路地・交差点がある。このような場所で今後、交通事故が増えないよう、地元自治会や住民、警察などに聞き取りを行い、危険箇所を企業側でも把握し、繁忙期には警備員を配置するなどの対応が必要である。

来退店経路に設定されている国道 1 号は、従前から交通量が多い道路であり、交通量調査結果から、店舗新設により道路混雑度が平日において一部 1 を超えることになる。

このことについては、店舗の業態として、平日は休日の 7 割程度の来客であること、周辺道路のピーク時間帯と店舗の来店ピークが違うことが、類似店舗を用い報告がされている。

また、信号現示の調整については、所轄警察へ協議がなされている旨の報告を受けている。

早朝の営業に係る交通については、店舗一部のみ開店であり、類似店舗から、交通量の増加が軽微であることが追加報告にて示されている。

また、通学路への配慮についても、届出書の中で、登下校時に交通整理員の配置等の対応を図る旨が示されている。

東大曲交差点での交通量調査については、届出時点では実施されていなかったものの、追加で当該地点における調査結果の報告を受け、交差点需要率及び混雑度において問題が無い旨示されている。

また、併せて、当該地点での混雑を発生させないため、以下の対策をとる旨の報告を追加で受けている。

- ①出入口2における入出庫案内看板の設置対策
- ②繁忙時において、出入口2及び東大曲交差点での交通整理員の配置
- ③チラシでの経路周知

設置者は、所轄警察と協議し、交通事故危険個所について把握し、当該箇所を通る来退店経路として設定しない様、出入口を配置している。

また、届出書及び追加報告にて、交通の経路周知についてチラシ、交通整理員の配置、看板設置により適切な周知を図るとしている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

**【騒音関係意見】**

- (1) 地域住民からすれば、騒音予測結果については、環境基準が守られればよいというものではなく、現状値からどの程度大きくなるかが重要であることを認識して対策を行うべきである。

届出書において、等価騒音及び夜間騒音レベルの最大値を調査した結果、すべての予測地点において基準値を下回っている旨が示されている。

評価の方法として、騒音のマスクング効果を考慮し、店舗から生じる音だけの評価をしており、適切な評価方法と考える。

また、アイドリングストップの徹底や、営業時間終了後には、駐車場出入口をチェーンにより閉鎖し対策を行うことで、騒音対策を行うことも明記されている。

加えて、想定外の事態が生じた場合、関係機関と協議の上、対策を検討し善処する旨示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

**【その他意見】**

- (1) 説明会や意見書でも意見が出されていたが、巴川の氾濫による浸水問題は、この周辺地域にとって特に重要な課題となっている。広い面積が舗装され、雨水が巴川に流されることにより、巴川橋下流における浸水被害の拡大も懸念される。雨水貯留、雨水浸透など十分な対策をとるとともに、対策を広く公表するべきである。

大規模小売店舗立地法で定める指針の範囲外であるため、市の意見対象とはしない。